

奈良県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十七号

奈良県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

奈良県食品衛生法施行細則（昭和五十年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条第一項を次のように改める。

条例第三条第十三号の規則で定める水質基準は、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号。以下「告示」という。）に規定する食品製造用水に該当することとする。

第四条第二項中「第四条第二十二号」を「第三条第二十二号」に改める。

第六条第二項第一号イ及び第二号イ中「第四条第十三号」を「第三条第十三号」に改める。

第十六条中「条例第三条第一号ア(7)(一)」を「施行規則別表第十七第一号イ」に改める。
別表第三業種別基準の一の(二)中「自家製ソーセージの販売の営業」を「食肉販売業の許可に係る施設における飲食店営業の許可を受けて当該施設において知事が定める方法により調理したソーセージを販売する営業（以下「自家製ソーセージの販売の営業」という。）」に改める。

第三号様式及び第四号様式中「~~第4条~~~~第13号~~」を「~~第3条~~~~第13号~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から起算して一年間は、この規則による改正前の奈良県食品衛生法施行細則（以下「旧規則」という。）第三条の規定は、なお効力を有する。

3 この規則の施行の際旧規則の規定による用紙で現に残存するものは、この規則による改正後の奈良県食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なお使用するこ

とができる。